

公表監第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したの
で、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和6年6月10日

| | |
|---------|------|
| 西宮市監査委員 | 石原俊彦 |
| 同 | 福田雅至 |
| 同 | 板戸史朗 |
| 同 | 中村衣里 |

付記

報告監第9号 令和6年度第1回 監査結果報告書

| | |
|------|-------|
| 定期監査 | 健康福祉局 |
| | 土木局 |
| | 中央病院 |

目 次

定期監査結果報告（土木局）

| | |
|---------------|----|
| 第1 監査の対象 | 16 |
| 第2 監査の期間及び方法等 | 17 |
| 第3 監査の結果 | 17 |
| 〈財務事務監査〉 | |
| 1 収入事務 | 17 |
| 2 支出事務 | 17 |
| 3 財産管理事務 | 17 |
| 4 服務事務 | 18 |
| 〈工事等監査〉 | |
| 1 委託業務 | 18 |
| 2 指定管理業務 | 18 |
| 3 請負工事 | 19 |
| 第4 要改善事項 | 20 |
| 1 適正な収入事務の徹底 | 20 |
| 2 適正な備品管理 | 20 |
| 3 適正な委託業務 | 20 |
| 4 適正な請負工事 | 21 |
| 第5 監査委員の意見 | 22 |
| 1 未利用地の解消 | 22 |
| 2 事務処理の改善 | 22 |

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「－」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

定期監査結果報告

(土 木 局)

第1 監査の対象

土木局における、主として令和5年4月1日から同年10月31日までの期間に執行された財務事務等を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

監査の対象とした土木局の組織及び職員数の状況(令和5年4月1日現在)は以下のとおりである。

| | | (単位：人) | |
|---------------|----------------|---------------|----|
| 組 織 | 一般職員 | 会計年度 任用職員A | |
| 局長・室長・部長 | 6 | | |
| 土木総括室 | 土木総務課 | 7 | |
| | 土木調査課 | 17 | 5 |
| | 土木管理課 | 15 | 4 |
| | 自転車対策課 | 6 | 10 |
| | 交通安全対策課 | 3 | 9 |
| 臨海対策部 | 臨海対策課 | 4 | 2 |
| 道路部 | 道路建設課 | 15 | |
| | 事業用地課 | 6 | |
| | 道路補修課 | 18 | 4 |
| | 水路治水課 | 7 | |
| 公園緑化部 | 公園緑地課 | 15 | 1 |
| | 花と緑の課 | 14 | 15 |
| 営繕部 | 営繕課 | 16 | 2 |
| | 設備課 | 15 | 1 |
| | 公共施設保全課 | 13 | 2 |
| | 学校施設保全課 | 13 | 1 |
| 計 | | 190 | 56 |
| 職種別内訳 (再掲) | 事務職 | 42 | 1 |
| | 技術職 | 147 | |
| | 技能職 | 1 | |
| | 労務職 | 0 | |
| 派遣職員 (定数外) | 兵庫県(西宮土木事務所) | 2 | |
| | 兵庫県まちづくり技術センター | 1 | |

注 一般職員は会計年度任用職員を除く。

()は再任用短時間勤務職員で外数、< >は併任又は兼務で外数

第2 監査の期間及び方法等

令和6年1月15日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年4月26日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務事務監査、工事等監査及び行政監査の観点から合法性、合规性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

第3 監査の結果

〈財務事務監査〉

1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

道路占用料は占用の開始の前に納付しなければならないと、西宮市道路占用料徴収条例第4条に定められているが、申請件数が大量である大阪ガス、関西電力、NTTの三者には、便宜的に一か月分の占用料をまとめた納付書で事後納付させている。4年度の3月分が出納整理期間内に納付されず、滞納繰越を発生させてしまった(土木管理課)。

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 備品管理

ア OAデスク、排水管清掃器、溶接機について、現物を廃棄したのに廃棄手続を行っていなかった(水路治水課・公園緑地課・道路補修課)。

イ 放送装置に、備品シールが貼付されていなかった(自転車対策課)。

ウ 騒音計と風速計について、執務室を移転した際に設置場所の変更手続を行っていなかった(公共施設保全課)。

エ 指定管理者が扱う備品について冷暖房機を買替えた報告を受けていながら、廃棄手続を行っていなかった(自転車対策課)。

4 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

<工事等監査>

1 委託業務

委託業務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 契約事務

ア 平木町地中レーダ探査業務において、契約依頼時に決裁時とは異なった仕様書を添付したため、契約書に誤った仕様書が添付されていた(道路補修課)。

イ 所管課契約をしている510号橋架替事業に伴う橋梁等照査業務において、業務委託における当初協定書の印紙税額が誤っており、さらに変更協定書には印紙が貼られていなかった(道路補修課)。

(2) 業務管理

西宮市道路橋定期点検(地域一括発注)業務において、再委託業者が作成した業務の実施計画書における緊急時等の連絡体制に、道路管理者である市が入っていない(道路補修課)。

2 指定管理業務

指定管理業務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

3 請負工事

請負工事について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 品質管理

ア 舗装道補修(幹線)工事において、市の基準(元年10月4日通知「工事成績評定対象工種(土木)並びに舗装工の測定頻度について」)で定められた舗装の平坦性試験を行っていなかった(道路補修課)。

イ 六湛寺東ポンプ室吊り上げ装置設置工事において、機械設備工事一般仕様書に基づくアンカーの引張試験を行っていなかった(道路補修課)。

(2) 出来形管理

ア 道路修繕(山103号線)工事において、出来形図面や完成写真が不十分で、設計書どおりに施工されていることが書面等で確認できない状態だった(道路補修課)。

イ 鳴尾浜臨海公園南地区給水設備改修工事において、設計図どおりに便器の使用禁止のプラグ止めがされていたが、竣工図上は便器交換となっている箇所があった(公園緑地課)。

(3) 単価契約工事

道路照明灯更新等工事において、契約書に添付された単価明細書の単価名に誤りがあり、なおかつ、設計図や仕様書には取り付ける機器(LED照明灯具水銀灯250W相当及び水銀灯200W相当)の仕様が不明なものが見られた。また、5年度の施工箇所は、3年度から継続的に行われている箇所であり、施工箇所をあらかじめ特定できることから、単価契約工事の対象外であった(道路補修課)。

(4) 工事成績評定

歩道橋修繕(大屋町歩道橋)外工事、幹第26号線電線共同溝掘削(熊野町外)工事、幹第26号線電線共同溝敷設(熊野町外)工事及び社家郷山キャンプ場管理棟他外壁・屋根改修工事の工事成績評定において、週休2日制の加点や社会性等

に関する実施状況に基づく評価をしていないものが見られた(道路補修課・道路建設課・花と緑の課)。

第4 要改善事項

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 適正な収入事務の徹底

道路占用料は、事前納付であるため本来滞納は発生しないはずであるが、公益性が高く申請件数が大量である三者について便宜的に1か月分をまとめて納付させているため、年度末の納付が遅れて滞納繰越が発生してしまった。便宜的にまとめて納付させるしか方法がないならば、その根拠を明文化するとともに、年度末は特に注意して収入状況を確認し、滞納繰越が発生しないよう対策を行われたい。

2 適正な備品管理

備品に関しては、第二庁舎への移転から2年経たいまだに、移転時に廃棄した際の廃棄手続を行っていないものや設置場所の変更手続を行っていないものが散見され、管理が確実にされているとはいえない状態である。また、指定管理者から備品の買替えについて報告されていたにもかかわらず、廃棄手続がされていなかった。

市が管理する財産は、市民の負担によって取得した財産であることを十分に認識し、今一度状況を確認したうえ、徹底した管理をされたい。

3 適正な委託業務

(1) 契約事務

委託業務における仕様書は委託する業務の内容を特定する重要な書面であり、入札金額に大きくかかわるものであることを認識し、契約事務に疑義が生じないよう留意されたい。

また、所管課契約は、所管課内で事務手続きが完了するものであるが、誤りが

生じないよう複数の目で確認し、内部統制を意識した事務の適正化に努められたい。

(2) 業務管理

委託業務の実施にあたっては、受託者に対して、再委託した業務についても自らが責任を負うべきことを再認識させるとともに、市は、受任者に一任して報告を受けるだけでなく、業務の実施計画の段階から業務にかかわるなど、適正な業務管理に努められたい。

4 適正な請負工事

(1) 施工管理

所管課契約工事や単価契約工事において、性能や強度などを確認する品質管理や、寸法や数量などを確認する出来形管理が、市の基準等に基づいて行われていない事例が散見した。たとえ小規模な工事現場であっても、品質や出来形が確保されていることの重要性を理解し、適正な施工管理に努められたい。

(2) 単価契約工事

単価契約工事は、原則として公共施設の小規模な維持修繕工事で、施工箇所をあらかじめ特定できないが相当量発生すると見込まれるものなどに該当するものとされている。道路照明灯更新等工事の施工箇所は3年度から継続して行われている箇所であり、一般契約がふさわしいと考えられる工事である。

単価契約工事の適用にあたっては、平成30年の契約課長通知「工事請負契約における単価契約の的確な運用について」に従うとともに、契約単価を定めた項目の仕様などを明確にし、適正な執行に努められたい。

(3) 工事成績評定

工事成績評定において、加点もれや加点誤りの事案が複数見られた。特に週休2日工事は建設業の働き方改革を推進する観点から取り組んでいるものであり、工事成績評定基準等に基づき適正な評定をされたい。

第5 監査委員の意見

1 未利用地の解消

土木局が行う公共施設の整備は、事業期間が数十年に渡ることもあり、その間の気候変動や経済状況のみならず、社会情勢にも大きく影響を受ける場合がある。代替地としての需要があった時代に取得した用地も、現在の用地買収事業においては需要がなく、取得後に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が整備されて利用が困難な土地になったため、売却を含めて処分が一層厳しい状況になっている。

土木局はこれまでも、代替地等の多くの未利用地を抱えていたが、それぞれの土地に関する諸課題を解決してきた結果、未利用地は徐々に減少している。資産活用の観点からも、「西宮市未利用地の利活用に関する方針」に沿って庁内で協議する等、検討を重ね、未利用地の解消に努められたい。

2 事務処理の改善

事務処理においては、前回監査時に要改善事項とした指定管理者の業務確認、自転車等駐車場使用料の減免要件の確認や家族用の入退場用カード等、大幅な改善が認められるものもあったが、道路占用料の徴収方法を始め、備品等の財産管理や工事の契約方法、施工管理など改善が必要な点も多く残っている。

適正な事務処理は、自治体業務の根幹となるものであり、すべての業務の基礎である。今後とも、市民生活の安全・安心の向上に向けて、土木局業務のさらなる改善に努められたい。